

# 山梨県公報

号外第一号

令和二年

一月十五日

水曜日

## 目次

### 規則

○山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………一

## 規則

### 山梨県規則第一号

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年一月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

山梨県災害救助法施行細則(昭和三十五年山梨県規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表の第一の1の(三)中「三百二十円」を「三百三十円」に改め、同表の第一の1の(四)中「生活」を「避難生活」に改め、同表の第一の1の(五)中「生活」を「避難生活」に、「に避難」を「で避難生活」に改め、同表の第一の2中「建設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に、「借上型仮設住宅」を「借上型応急住宅」に、「(一)建設型仮設住宅」を「(一)建設型応急住宅」に改め、同表の第一の2の(1)中「建設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に改め、同表の第一の2の(2)中「建設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に、「五百六十一万円」を「五百七十一万四千円」に改め、同表の第一の2の(3)から(7)までの規定中「建設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に改め、同表の第一の2の(二)中「借上型仮設住宅」を「賃貸型応急住宅」に改め、同表の第一の三の(三)の(1)の表中「一八、五〇〇円」を「一八、八〇〇円」に、「二三、八〇〇円」を「二四、二〇〇円」に、「三五、一〇〇円」を「三五、八〇〇円」に、「四二、〇〇〇円」を「四二、八〇〇円」に、「五三、二〇〇円」を「五四、二〇〇円」に、「七、八〇〇円」を「七、九〇〇円」に、「三〇、六〇〇円」を「三一、二〇〇円」に、「三九、七〇〇円」を「四〇、四〇〇円」に、「五

五、二〇〇円」を「五六、二〇〇円」に、「六四、五〇〇円」を「六五、七〇〇円」に、「八一、二〇〇円」を「八二、七〇〇円」に、「一一、二〇〇円」を「一四、一〇〇円」に改め、同表の第一の三の(三)の(2)の表中「六、〇〇〇円」を「六、一〇〇円」に、「八、一〇〇円」を「八、三〇〇円」に、「一二、二〇〇円」を「一二、四〇〇円」に、「一四、八〇〇円」を「一五、一〇〇円」に、「一八、七〇〇円」を「一九、〇〇〇円」に、「九、八〇〇円」を「一〇、〇〇〇円」に、「一二、八〇〇円」を「一三、〇〇〇円」に、「一八、一〇〇円」を「一八、四〇〇円」に、「二一、五〇〇円」を「二一、九〇〇円」に、「二七、一〇〇円」を「二七、六〇〇円」に、「三、五〇〇円」を「三、六〇〇円」に改め、同表の第一の六の(一)中「半壊し、若しくは半壊し」を「半壊、半壊若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け」に改め、同表の第一の六の(二)中「一世帯当たり五十八万四千円以内の額」を「次に掲げる額以内」に改め、同表の第一の六の(二)に次のように加える。

- (1) 半壊又は半壊した世帯 一世帯当たり五十九万五千円
- (2) 半壊又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 一世帯当たり三十万円

別表の第一の八の(三)の(2)中「四千四百円」を「四千五百円」に、「四千七百円」を「四千八百円」に、「五千五百円」を「五千二百円」に改め、同表の第一の九の(三)中「二十一万三千三百円」を「二十一万五千二百円」に、「十六万八千九百円」を「十七万二千円」に改め、同表の第一の十一の(四)の(1)中「三千四百円」を「三千五百円」に改め、同表の第一の十一の(四)の(2)中「五千三百円」を「五千四百円」に改め、同表の第一の十二の(二)中「十三万五千四百円」を「十三万七千九百円」に改め、同表の第二の(一)の1中「二万四千円」を「二万五千二百円」に、「一万五千九百円」を「一万六千三百円」に、「一万六千五百円」を「一万七千円」に、「一万四千六百円」を「一万四千五百円」に、「二万四千四百円」を「二万五千四百円」に、「二万五千円」を「二万六千二百円」に、「二万三千二百円」を「二万四千二百円」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の山梨県災害救助法施行細則の規定は、令和元年十月十二日から適用する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番